

令和3年度 第4回

名古屋市上下水道局用地貸付
(一般競争入札方式(郵送方式))

入札案内書

[入札参加申込書付]

受付期間 : 令和4年5月9日(月)から
令和4年5月27日(金)まで

開札日 : 令和4年6月30日(木)



◆申込の前には、必ずこの案内書をお読みください。

目 次

◇ あらまし.....	P 1
◇ 入札説明書	
第1 貸付物件.....	P 2
第2 参加者の資格.....	P 3
第3 貸付条件等.....	P 5
第4 申込・受付.....	P 8
第5 入札保証金.....	P 10
第6 入札手続.....	P 10
第7 入札金額.....	P 10
第8 入札.....	P 11
第9 開札及び結果公表.....	P 12
第10 契約の締結等.....	P 12
第11 貸付料の納付.....	P 13
第12 契約保証金.....	P 13
第13 質問及び回答.....	P 13
◇ 別紙1 貸付物件説明書.....	P 15
◇ 別紙2 事業用定期借地権設定契約のための覚書.....	P 17
◇ 入札参加申込書（申込書）.....	P 28
◇ 法人役員等に関する調書.....	P 32
◇ 土地利用計画書.....	P 34
◇ 入札参加申込チェックリスト.....	P 35
◇ 郵送入札における留意事項.....	P 37
◇ 市役所位置図・地下鉄路線図.....	P 39
◇ 問合せ先.....	P 40

あ ら ま し

名古屋市上下水道局（以下「当局」という。）では、その保有する資産の有効活用を目的として、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第1項に規定する事業用定期借地権設定契約（以下「本件契約」という。）による土地の貸付を一般競争入札方式にて行います。

入札参加を希望される方は、この案内書をよくお読みになり、現地を確認されたうえでお申し込みください。なお、本入札は事前の通知なく中止することがあります。

申込・受付 ☞ 8ページ	令和4年5月9日（月）から令和4年5月27日（金）まで 期間内に郵送（必着）によりお申し込みください。 郵送先：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市上下水道局資産活用課 活用推進係
入札書の提出 ☞ 11ページ	令和4年6月28日（火）まで 入札参加資格について審査し、適格と認めた方へ入札関係書類をお送りします。入札保証金（10ページ）を納付し、入札書等を郵送（必着）することによりご提出ください。
開 札 ☞ 12ページ	令和4年6月30日（木） 開札会場：名古屋市役所西庁舎2階 企業局入札室 開札時間：午後2時00分 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、開札は入札に関係のない当局職員が行い、入札者（本人・代理人問わず）による立ち会いは原則として行いません。ただし、ご希望があれば開札の状況をご覧いただくことができます。
契約締結 ☞ 12ページ	令和4年8月31日（水）まで（予定） 契約締結までに契約保証金（13ページ）をお支払いいただきます。 なお、契約は申込者名義となります。
貸付料納付 ☞ 13ページ	当局が定める期限までに貸付料を納付していただきます。

【注】 現地説明は行いませんので、現地はご自身で確認してください。

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則及び規程並びにこの入札説明書をよくご確認のうえ、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

第1 貸付物件 (詳細は別紙1のとおり)

1 貸付物件一覧表

物件番号	所在地番	地目	貸付地積 (m ²)	最低貸付 価格 (税抜) (円・月額)	貸付期間 (予定)	入札 保証金 (円)	用途地域
1	名古屋市名東区神里一丁目106番1、107番3	雑種地	1,741	835,000	R 4. 9. 1 ～ R 34. 8. 31	501,000	近隣商業 地域

【注】 本件は貸付期間30年の事業用定期借地権(建物買取請求権無し)を設定するものです。
貸付期間の始期及び終期は契約の覚書締結時に改めて定めます。

2 申込の際の注意点

- (1) 電気・上下水道・ガス等の引込、接面道路上の電柱・街路樹等の移設及び車両乗入施設の設置、その他貸付物件を使用するために必要な手続及び費用は、借地権者の負担とします。詳細については、関係事業者及び関係行政機関にご確認ください。
- (2) 貸付物件は、現況有姿でお貸しします。したがって、工作物(フェンス、擁壁、舗装、電灯、車止めなど)及び樹木などを含むものとし、越境物がある場合についても現況有姿のままでお貸しします。
- (3) 貸付物件には、別紙に記載の従前建築物及び工作物等(以下「従前建築物等」という。)が存置しています。これら従前建築物等については、本件契約締結と同時にその所有権を借地権者に移転することとします。
- (4) 上記(3)のほか、貸付物件に存する物件(当局の関知していない埋設物を含みます。)の撤去に要する費用及び本件契約の有効期間中において必要となった貸付物件の土壤汚染対策に要する費用は、借地権者の負担とします。
- (5) 貸付物件の地盤調査及び土壤汚染調査は実施しておりません。
- (6) 本件は定期借地権設定契約による貸付です。借地権者が建設する予定の建物が事業用定期借地権の対象になるかどうかについては、借地権者において熱田公証役場にご確認ください。
- (7) 本件は名古屋市内の物件です。開発等に係る制限や手続に関しては名古屋市住宅都市局等に必ずご確認ください。
- (8) 本件貸付物件を使用するにあたり、名古屋市雨水流出抑制施設設計指針(平成18年1月策定)に基づき、流出抑制対策として貯留浸透施設を設置していただきます。

第2 参加者の資格

1 入札参加資格

次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない方、破産者で復権を得ない方及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる方
- (2) 次のいずれかに該当する方でその事実があった後3年を経過していない方（当該事実と同一の事由により名古屋市上下水道局指名停止要綱（平成15年3月11日制定）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている方を除きます。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした方
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた方又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した方
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた方
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた方
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった方
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない方を契約の履行にあたり代理人、支配人又はその他の使用人として使用した方
- (3) 次のいずれかに該当する方。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、当該参加資格があるとの認定を受けた方を除きます。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている方
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている方
- (4) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がある方
- (5) 入札公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市上下水道局における公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年3月13日制定）に基づく排除措置を受けている方
- (6) 国税及び地方税の滞納がある方
- (7) 本入札案内書記載の貸付条件及び法令等を遵守できない方
- (8) 貸付期間中の貸付料を納める資力、能力等を有しない方

2 暴力団関係事業者の排除

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ以下の合意書を締結しています。

そのため、**入札参加申込者全員（法人の役員等全員を含む。）**について、**愛知県警察本部に対し、氏名・生年月日・性別・住所・役職名を提供し、排除措置の対象となる法人等に該当するかどうかを照会します。**情報の提出に同意いただけない方は入札に申し込むことができませんので、ご注意ください。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成20年1月28日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

(4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

(6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

(1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等

(2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 貸付条件等 (詳細は別紙1のとおり)

1 使用の形態

- (1) 当局と借地権者との間で借地借家法第23条第1項に規定する事業用定期借地権設定契約を締結することにより貸付を行います。
- (2) 本件借地権は、賃借権とします。
- (3) 本件借地権については、契約の更新(更新請求及び土地の使用継続によるものを含む。)及び建物の築造による存続期間の延長がなく、また、借地権者は建物の買取を請求することはできません。
- (4) 本件借地権については、民法(明治29年法律第89号)第619条の適用はないものとします。

2 貸付期間

「貸付物件一覧表」(2ページ)のとおり

- ※ 貸付期間には、入札参加申込書に記載する使用目的に供するための整備に要する期間及び当該使用目的のために設置した設備等の収去に要する期間を含みます。

3 用途の制限

- (1) 居住の用途に供することはできません。
- (2) 政治的又は宗教的用途に使用することはできません。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業(ラウンジ、スナック等規制対象業種に類する営業形態のものは、原則として営業時間を問わず使用不可)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業(成人向けDVDショップ等を含む。)の用途に使用することはできません。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの用途に使用することはできません。
- (5) 公序良俗に反する用途に使用することはできません。
- (6) 周辺環境を損なうことが予想される用途に使用することはできません。
- (7) その他適当ではないと当局が判断した用途に使用することはできません。
- (8) 第三者をして(1)から(7)の用途に使用させることはできません。

4 登記

- (1) 借地権者は、貸付物件内に建築する建物の表示登記を行い、その建物に係る全部事項証明書各1通を速やかに当局にご提出ください。
- (2) 期間満了等により更地にしたときには、借地権者において、建物に付着した担保権の抹消登記及び建物の滅失登記を行ってください。
- (3) 登記に要する費用は、すべて借地権者の負担とします。

5 権利譲渡、転貸等

- (1) 借地権者は、当局の書面による承認を得ない限り、本件土地の借地権を第三者に転貸し、譲渡し、又は担保に供することはできません。
- (2) 借地権者が建設した建物へテナントを導入する場合には、当局の書面による承認が必要です。

6 調査協力義務

使用状況を把握するため、当局は随時貸付物件を実地調査し、又は借地権者に対して必要な報告を求めることができるものとします。この場合には、借地権者はこれに協力しなければなりません。

7 原状回復義務等

- (1) 借地権者は、契約期間の満了時又は契約の解約及び解除時までに、借地権者の費用をもって貸付物件に存する工作物等を取り壊し、原状回復したうえで当局に返還しなければなりません（ただし、当局が特に必要がないと認めるときは、この限りではありません。）。
- (2) 借地権者は、貸付物件の返還が遅延した場合には、契約期間の満了日又は契約の解約日もしくは解除日の翌日から貸付物件が返還された日までの期間における貸付料相当額の使用損害金を支払わなければなりません。

8 契約の解約及び解除

- (1) 借地権者は、契約期間中に契約の解約を申請することができます。この場合には、借地権者の解約申請の翌日から起算して6か月を経過したことにより契約が終了するものとします。また、6か月分の貸付料相当額を当局に支払うことによって、解約申入日の翌日から起算して6か月以内で借地権者が希望する日に契約を解約することができます。

ただし、契約締結後においては、貸付開始日から6か月間は借地権者から解約を申し出ることはできません。

- (2) 当局は、借地権者が次のいずれかに該当すると認める場合には、契約の解除を行うことができます。

ア 当局の書面による承認を得ることなく、貸付物件を当局が指定する用途以外の用途に供したとき

イ 当局が示す用途の制限に違反したとき

ウ 貸付料の支払いを納付期限から2か月以上遅延したとき

エ 当局の書面による承認を得ることなく、当局が示す期日までに貸付物件を指定用途に供しなかったとき

オ 当局が認める場合のほか、貸付物件を第三者に転貸し、あるいは賃借権を譲渡し又は担保に供したとき

カ 物件保全義務を怠ったために、貸付物件を荒廃に至らしめたとき

キ 調査協力義務を怠ったとき

ク その他契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき

(3) 当局は、地方自治法第238条の5第4項の規定により、公用又は公共用に供するために貸付物件を必要とすると認める場合には、契約を解除することができます。その場合には、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）の規定に準じて損失を補償するものとします。

第4 申込・受付

受付期間	<p>令和4年5月9日（月）から令和4年5月27日（金）まで <u>期間内に郵送によりお申し込みください。</u> <u>※上記期間中に受付場所に到達したものに限り。</u></p>				
送付先	<p>名古屋市役所西庁舎7階 上下水道局資産活用課 （問合せ先 Tel 052-972-3728） ※封筒の表に「入札参加申込書在中」と朱書きし、<u>簡易書留または一般書留</u> の方法により次の宛先までご送付ください。 〒 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市上下水道局資産活用課 活用推進係</p>				
必要書類等 (各1部)	<p>次の(1)、(2)、(3)に掲げる書類をご提出ください。 (1) 入札参加申込書（この案内書の28～29ページにあります） ・ 必ず裏面も印刷してください。 (2) 個人・法人の別に、下表に掲げるすべての書類 ※いずれも令和4年2月28日（月）以降発行のものに限り。 <table border="1" data-bbox="395 947 1417 1957"> <tr> <td data-bbox="395 947 539 1451">個人の場合</td> <td data-bbox="541 947 1417 1451"> <ul style="list-style-type: none"> ① 住民票の写し（申込者本人のみ記載） （個人番号（マイナンバー）の記載のないもの） ② 印鑑登録証明書（契約書に使用します） ③ 国税の納税証明書 （その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額のないことの証明） ④ 市町村民税の納税証明書 （個人市町村民税の滞納がない旨の証明） （③及び④について納税証明書の場合は直近2か年分、未納額・滞納がないことの証明である場合は直近のもの） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1453 539 1957">法人の場合</td> <td data-bbox="541 1453 1417 1957"> <ul style="list-style-type: none"> ① 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ② 法人役員等に関する調査 （この案内書の32ページにあります） ③ 印鑑証明書（契約書に使用します） ④ 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額のないことの証明） ⑤ 市町村民税の納税証明書 （法人市町村民税の滞納がない旨の証明） （④及び⑤について納税証明書の場合は直近2か年分、未納額・滞納がないことの証明である場合は直近のもの） </td> </tr> </table> </p> <p>(3) 土地利用計画書（この案内書の34ページに標準様式があります）</p>	個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民票の写し（申込者本人のみ記載） （個人番号（マイナンバー）の記載のないもの） ② 印鑑登録証明書（契約書に使用します） ③ 国税の納税証明書 （その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額のないことの証明） ④ 市町村民税の納税証明書 （個人市町村民税の滞納がない旨の証明） （③及び④について納税証明書の場合は直近2か年分、未納額・滞納がないことの証明である場合は直近のもの） 	法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ② 法人役員等に関する調査 （この案内書の32ページにあります） ③ 印鑑証明書（契約書に使用します） ④ 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額のないことの証明） ⑤ 市町村民税の納税証明書 （法人市町村民税の滞納がない旨の証明） （④及び⑤について納税証明書の場合は直近2か年分、未納額・滞納がないことの証明である場合は直近のもの）
個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民票の写し（申込者本人のみ記載） （個人番号（マイナンバー）の記載のないもの） ② 印鑑登録証明書（契約書に使用します） ③ 国税の納税証明書 （その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額のないことの証明） ④ 市町村民税の納税証明書 （個人市町村民税の滞納がない旨の証明） （③及び④について納税証明書の場合は直近2か年分、未納額・滞納がないことの証明である場合は直近のもの） 				
法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ② 法人役員等に関する調査 （この案内書の32ページにあります） ③ 印鑑証明書（契約書に使用します） ④ 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納額のないことの証明） ⑤ 市町村民税の納税証明書 （法人市町村民税の滞納がない旨の証明） （④及び⑤について納税証明書の場合は直近2か年分、未納額・滞納がないことの証明である場合は直近のもの） 				

<p>注意事項</p>	<p>(1) 書類の提出方法は郵送に限ります。<u>電話やE-mail、当局公式ウェブサイトからの申込はできません。</u></p> <p>(2) <u>受付期間内に到達しない申込及び必要書類の添付されていない申込は無効</u>となります。</p> <p>(3) 提出された書類は一切お返しできません。</p> <p>(4) 応募書類の言語は日本語とし、単位はメートル法、通貨単位は円を使用してください。</p> <p>(5) <u>国税・市町村民税の納税証明書について、新型コロナウイルス感染症の影響による納税の猶予制度をご利用の場合、その旨がわかる書面をご提出ください（猶予制度と書面については国、市町村の税務担当にご確認ください）。</u></p>
<p>受付後</p>	<p>(1) 申込受付後、入札参加資格について審査をし、適格と認めた方（以下「入札参加者」という。）には次の書類を郵送します。</p> <p>① 入札のご案内（入札の詳しい説明等を記載したものです。）</p> <p>② 当局が指定する受付番号の記載がある入札参加書</p> <p>③ 当局が指定する受付番号の記載がある入札書</p> <p>④ 納入通知書（入札保証金用）</p> <p>⑤ 入札保証金の還付請求書</p> <p>⑥ 振込依頼書</p> <p>⑦ 入札辞退届</p> <p>⑧ 郵送入札における留意事項</p> <p>⑨ 入札参加者手引</p> <p>(2) 入札参加資格が無いと認めた方にはその旨を郵送にて通知します。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)のいずれかの通知が令和4年6月16日（木）までに<u>到達しない場合には、令和4年6月17日（金）午後5時までに上下水道局資産活用課（Tel 052-972-3728）に電話にてご連絡ください。</u></p> <p>(4) 入札書等の提出方法に関しては、別添資料をご確認のうえご提出ください。</p> <p>(5) 入札参加書の発送後に入札を辞退される場合には、入札辞退届を<u>令和4年6月29日（水）</u>までにご提出ください（必着）。</p> <p>(6) 入札書提出前までに入札を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、<u>落札決定後の辞退については、納付した入札保証金は本市に帰属することとなるほか、今後実施される本市入札に一定期間参加できなくなりますのでご注意ください。</u></p>
<p>【郵送入札における代理人】について</p> <p>代理人による開札への立ち会いを希望される場合は、入札参加書の写しをお持ちください。なお、開札会場への立ち会いは、入札者1者につき一人とさせていただきます。また、連名での申し込みの場合でも代表者一人が立ち会ってください。</p>	

第5 入札保証金

- 1 入札者は、**入札保証金**として、あらかじめお送りする納入通知書（入札保証金用）により**貸付物件一覧表（2ページ）記載の入札保証金の金額**を事前に金融機関において納入していただく必要があります。
- 2 落札者の決定後、落札者以外の方には申し出に基づき入札保証金を還付します。還付請求書の提出後、還付までに1か月程度かかります。落札者には貸付契約締結後に還付しますが、落札者が契約を締結しない場合には当局に帰属します。
- 3 入札保証金は、落札者からの申出により契約保証金の一部に充てることができます。
- 4 入札保証金には、利子を付しません。

第6 入札手続

- 1 本入札は郵送で行うため、入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）による開札立ち会いは原則として行いませんが、事前に希望すれば立ち会いは可能です。
- 2 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。
- 3 天災の発生など諸事情により入札を行うことが適当でないと判断した場合、入札を中止することがあります。

第7 入札金額

- 1 入札金額は、**貸付料の月額**を記載してください。
- 2 本件は非課税取引となるため、表示した最低貸付価格には消費税及び地方消費税額を含んでおりません。**入札金額も消費税及び地方消費税額を含まない額を記載してください。**

第 8 入札

- 1 入札は当局が指定する受付番号の記載がある入札書を使用します（あらかじめ送付します）。

入札書 送付	<p>入札参加受付後に当局から送付する「郵送入札における留意事項」を参照し、二重封筒を用いて<u>簡易書留または一般書留</u>の方法により、以下の書類を<u>令和4年6月28日（火）</u>までにご送付ください。（必着）</p> <p><送付先> 〒 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市上下水道局資産活用課 活用推進係</p> <p><送付書類></p> <ul style="list-style-type: none">① 当局が指定する受付番号の記載がある入札参加書② 当局が指定する受付番号の記載がある入札書③ 入札保証金領収書の写し④ 入札保証金の還付請求書⑤ 振込依頼書
-----------	---

- 2 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭にご記入ください。鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンなど消すことができる筆記具は使用できません。
- 3 金額の訂正は一切できません。
- 4 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
 - (2) 到達した入札書の書換え、引換え又は撤回による入札
 - (3) 入札保証金の納付を要する場合において、開札期日までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
 - (4) 最低貸付価格に達しない金額を記載した入札
 - (5) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (6) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (7) 記入事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (8) 記入事項を判読できない入札
 - (9) 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札
 - (10) 郵送入札で受付期限までに到達しない入札
 - (11) 当局が指定する受付番号の記載がないまたは記載を誤った入札書による入札
 - (12) その他入札の条件に違反した入札

第9 開札及び結果公表

開札日	令和4年6月30日(木) 開札時間：午後2時00分
開札会場	会場：名古屋市役所西庁舎2階 企業局入札室

- 1 開札は、開札会場において当該事務に関係のない職員が立ち会います。
- 2 開札への立ち会いを希望される場合は、入札参加書の写しをお持ちのうえ（代理人の場合も同様）、開札時間までに開札会場へ直接お越しください。なお、立ち会い可能な人数は、入札参加者1者につき1名のみ（連名での申し込みの場合でも代表者1名のみ）です。
- 3 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格の入札をした方を落札者とし、直ちにその旨を局公式ウェブサイトにおいて発表します。また、落札者には貸付決定通知書を直ちに送付することにより通知します。
- 4 最も高い価格の入札をした方が複数あるときは、日時及び場所を指定して、くじを引いて落札者を決定します（最も高い価格の入札をした方全員が開札に立ち会っている場合は、入札後準備が出来次第、くじ引きを行うこともあります。）。
くじ引きは、最も高い価格を入札した方が入札参加書の写しを持参のうえ参加することができますが、不参加の方がいる場合は本件入札に関係のない職員が代わりにくじを引きます。くじにより落札者を決定したときは、くじを引いた職員全員が落札者名を確認します。
- 5 入札結果は、入札者数、落札金額及び落札者名を局公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札金額や入札に参加された方の氏名（法人の場合はその名称）について、照会があれば回答する場合があります。これら入札結果等の公表に同意いただけない方は、入札の参加申込をすることができません。

第10 契約の締結等

- 1 落札者（以下「借地予定者」という。）には、入札終了後、契約手続等について説明します。借地予定者は、本件土地を利用して行う事業について、事業実施計画協議に係る書類を令和4年7月29日（金）までに当局にご提出ください。
- 2 当局は、事業実施計画協議が整い計画の履行が確実となったと認めた段階で、借地予定者と覚書（ひな形として別紙2参照）を締結します。
- 3 当局と借地予定者とは、覚書にて合意した内容をもって熱田公証役場で公正証書を作成し事業用定期借地権設定契約を締結します。
- 4 貸付契約は、落札者名義で行います。
- 5 契約の締結及び履行に関する一切の費用は、借地予定者の負担とします。
- 6 契約締結期限は、令和4年8月31日（水）までの予定です。正当な理由なくそれまでに契約を締結しない場合には、落札者の資格を取り消すとともに、納付した入札保証金は還付しません。

第11 貸付料の納付

- 1 借地権者には、契約書で定められた始期（令和4年9月1日を予定しています。）から貸付料の支払義務が発生します。貸付物件を使用目的に供するための整備に要する期間及び貸付物件を原状に回復するために要する期間においても貸付料の減額はしません。
- 2 貸付料を契約書で定める期日までに、当局発行の納入通知書により納付していただきます。各年度の納付方法は、次表に基づく年間4回の支払い（前払い）とし、利子は付さないものとして。なお、契約締結後初回請求分の支払時期は、当局が指定する日までとします。

期 間	支払時期
4月～6月	3月末日
7月～9月	6月末日
10月～12月	9月末日
1月～3月	12月末日

- 3 使用する期間が1か月に満たない場合には、1か月を30日として日割計算します。

第12 契約保証金

- 1 契約保証金を当局発行の納付書により貸付契約締結日までに納付していただきます。
- 2 契約保証金は貸付料の6か月分とします。
- 3 契約保証金は、契約条項に違反等がない場合において、貸付物件の明渡し完了後に還付します。ただし、当局に対する未払の貸付料等がある場合には、本件契約に基づいて生じた一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付しません。

第13 質問及び回答

この入札案内書の内容に質問がある場合には、下記の方法によりご提出ください。なお、質問期間経過後の質問に関しては一切受け付けることができませんので、ご了承ください。

- 1 質問期間
令和3年12月9日（木）から令和4年5月20日（金）まで
- 2 提出方法
E-mail又はファックス
※ 件名に『令和3年度第4回局用地貸付の質問』と記載してください。
- 3 提出先
名古屋市上下水道局資産活用課活用推進係
E-mail : shisan@jogesuido.city.nagoya.lg.jp

ファックス：052-951-4136

4 回答の掲載

質問に対する回答は、個別に回答せず、令和4年5月25日（水）午後5時までに随時当局公式ウェブサイトに掲載する予定です。

5 その他

E-mailの場合は、容量は1通あたり10メガバイト以下としてください。

また、質問に使用する言語は日本語とし、単位はメートル法、通貨単位は円を使用してください。